

2015年10月26日の経営会議の概要

日時：2015年10月26日（月） 午前8時35分～午前9時35分

会場：政策会議室

委員・幹事：市長、高橋副市長、山田副市長、政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長、広報担当部長、企画政策課長、企画政策課未来づくりプロジェクト担当課長、企画政策課政策研究担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長

説明：議題1 経済観光部長、農業振興課長

議題2 地域福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課担当課長

議題1：第4次町田市農業振興計画の策定について（経済観光部）

【付議の目的】

○第4次町田市農業振興計画の策定にあたり、基本的な方向性や進め方について承認を受ける。

【提案の概要】

2015年4月に施行した都市農業振興基本法や生産緑地の平成34年問題、及び東京都の都市農業特区の提案等を踏まえ、農家の高齢化に伴う担い手不足や、農地に求められる機能の多様化に対する新たな都市農業振興施策が求められている。

そこで、都市農業振興基本法における地方計画を、町田市が、国や東京都の農業振興施策を反映させて策定し、市街化区域農地に対しても重点的な施策を展開する必要がある。

2016年度で現行の第3次町田市農業振興計画が終了することから、現行計画を評価した上で、市街化区域農地の減少や農業者の高齢化による担い手不足をはじめとする都市農業を取り巻く状況に対応するため、第4次町田市農業振興計画（2017年度～2026年度）を策定する。

第4次町田市農業振興計画は、基本理念「農を支える環境をつくる」を掲げ、基本計画のみならず、立地条件を活かした地産地消の確立、農地の管理・保全と多面的機能の確保、市民の理解と支持が得られる交流型農業の促進の3点を主要施策とし、アクションプランも包含する形で策定する。

【主な意見】

- 本計画策定の動機や位置づけを明確にすること。
- 都市農業のあり方を踏まえて、必要な統計データを収集・整理すること。
- 根拠法令や関連計画との関係を整理すること。
- 指摘された文言の整理をすること。

【審議結果】

上記意見に留意した上で進めていくこと。

議題2：第5次町田市障がい者計画（素案）について（地域福祉部）

【付議の目的】

○パブリックコメントを実施するにあたり、第5次町田市障がい者計画（素案）について承認を受ける。

【提案の概要】

近年、障がい者の人口は増加傾向で支援を必要とする人が増えており、障がいのある人が積極的に参加、貢献していくことができる社会実現の必要性が高まっている。町田市では、障害者基本法第11条に基づき策定した、第4次町田市障がい者計画（2011年度～2015年度）を基本計画として障がい者福祉施策の推進を図ってきた。

第4次町田市障がい者計画策定後、2014年1月の障害者権利条約の批准があった。それに関係して障害者基本法や障害者雇用促進法などの国内法の改正が行われ、障害者基本法において、「障がい者」や「障がい者の差別」の定義変更があり、さらに法定雇用率の算定基礎の見直しなどが行われた。今後、2016年4月には障害者差別解消法が施行され、行政機関には障がい者への「合理的配慮」の提供が義務づけとなる。

上記の現状を鑑み、2016年度から2020年度までを計画期間とする、第5次町田市障がい者計画を策定する。本計画では、第4次町田市障がい者計画の基本理念である「いのちの価値に優劣はない」を継承して、基本方針を「障がいのある人のとらえ方をひろげる」「自分で決めることを大切にする」「さまざまな障がいや個別の状況に配慮する」と定めた。さらに、「差別のない社会」「障壁のない社会」「ともに生きられる社会」を施策の目標に掲げ、共生社会の実現を目指す。

【主な意見】

- パブリックコメントを実施するにあたっては、第4次町田市障がい者計画からの変更点等を資料に示すこと。
- 町田市障がい者計画と町田市障がい福祉事業計画の計画期間及び開始時期が異なることについて、今後整理すること。
- その他、指摘された文言の整理をすること。

【審議結果】

上記意見に留意した上で進めていくこと。